



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*15 行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用に関する規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
- 告示
  - 357 救急病院の申出の撤回 (医務課)
  - 358 救急病院の認定 ( " )
- 収用委員会告示
  - 1 土地収用法による裁決手続開始の決定

## 規 則

### 和歌山県規則第15号

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用に関する規則の一部を改正する規則

第2条中「第3条第1項又は法第10条第1項」を「第3条又は第10条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条を削る。

別記第1号様式中「和歌山県知事殿」を「和歌山県知事様」に改める。

別記第2号様式中「和歌山県知事殿」を「和歌山県知事様」に、「取扱い分」を「取扱分」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第357号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成20年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌浦中央病院
- 2 所在地 和歌山市塩屋6丁目2番70号
- 3 失効日 平成20年3月31日

### 和歌山県告示第358号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 石本胃腸肛門病院
- 2 所在地 和歌山市田中町3丁目1番地
- 3 有効期限 平成23年3月4日

## 収用委員会告示

### 和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成20年3月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成20年3月25日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在	地 番	地 目		地 積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
		登記簿	現 況	登記簿	実 測							
和歌山県和歌山市大谷字垣内	377番1	宅地	宅地	266.69	260.65	8.36	—	南次郎	兵庫県西宮市両度町5番3-104号	—	—	—